

## 今後の検討の進め方について

平成 26 年 5 月 30 日 健康・医療戦略推進法公布・一部施行

6 月 10 日 健康・医療戦略推進法全面施行

第 1 回健康・医療戦略推進本部会合の開催

◆ 今後、必要に応じ、適宜、健康・医療戦略推進本部会合を開催

### 【今後の課題】

- 健康・医療戦略の案及び医療分野研究開発推進計画の作成
  - 健康・医療戦略参与会合、健康・医療戦略推進専門調査会等の意見も聞きつつ、速やかに作成する
  
- 平成 27 年度の医療分野の研究開発関連予算の総合的な要求配分調整（注）
  - 健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画に基づき、基本的な方針を定める
  - 関係府省は、本部が定めた方針に基づき、予算要求を行う
  
- 第 2 回目の医療分野の研究開発関連の調整費の配分について

（注）健康・医療戦略推進本部による総合的な予算の要求配分調整の進め方については、平成 25 年 8 月 8 日の健康・医療戦略推進本部において決定した「新たな医療分野の研究開発体制について」及び「医療分野の研究開発関連予算の要求の基本方針」に準拠するものとする